

大分県報

令和八年
号外（三八）
三月三十一日

（火曜日）

目次

訓令 甲

大分県地方機関事務分掌規程の一部改正……………一

訓令 甲

大分県訓令甲第七号

本庁
地方機関

大分県地方機関事務分掌規程（昭和三十一年大分県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

第一条の二第一項の表の農山漁村振興部の項中第三十四号を削り、第三十五号を第三十四号とし、第三十六号から第七十六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項の表の農山漁村振興部の項中第三十五号を削り、第三十六号を第三十五号とし、第三十七号から第七十七号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項の表の農山漁村振興部の項中第三十五号を削り、第三十六号を第三十五号とし、第三十七号から第七十七号までを一号ずつ繰り上げ、同条第四項の表の農山漁村振興部の項中第三十五号を削り、第三十六号を第三十五号とし、第三十七号から第七十五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第五項の表の農山漁村振興部の項中第三十五号を削り、第三十六号を第三十五号とし、第三十七号から第七十五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第六項の表の農山漁村振興部の項中第三十四号を削り、第三十五号を第三十四号とし、第三十六号から第七十六号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条第二項の表の自動車税管理室の項第二号及び第三号中「の環境性能割及び種別割」を削り、同項第四号中「の種別割」を削る。

第五条第一項の表の健康安全企画課の項第三十九号を同項第四十号とし、同項第三十八号の次に次の一号を加える。

三十九 住宅宿泊事業を営む旨の届出の受理等に関する事

第五條第一項の表の衛生課の項に次の一号を加える。

三十四 住宅宿泊事業者の監督に関する事

第五條第二項の表の健康安全企画課の項第五十二号を同項第五十三号とし、同項第五十一号の次に次の一号を加える。

五十二 住宅宿泊事業を営む旨の届出の受理等に関する事

第五條第二項の表の衛生課の項に次の一号を加える。

三十六 住宅宿泊事業者の監督に関する事

第五條第三項の表の健康安全企画課の項第五十二号を同項第五十三号とし、同項第五十一号の次に次の一号を加える。

五十二 住宅宿泊事業を営む旨の届出の受理等に関する事

第五條第三項の表の衛生課の項に次の一号を加える。

三十四 住宅宿泊事業者の監督に関する事

第五條第四項の表の健康安全企画課の項第四十号を同項第四十一号とし、同項第三十九号の次に次の一号を加える。

四十 住宅宿泊事業を営む旨の届出の受理等に関する事

第五條第四項の表の衛生課の項に次の一号を加える。

三十八 住宅宿泊事業者の監督に関する事

第五條第五項の表の健康安全企画課の項第五十二号を同項第五十三号とし、同項第五十一号の次に次の一号を加える。

五十二 住宅宿泊事業を営む旨の届出の受理等に関する事

第五條第五項の表の衛生課の項に次の一号を加える。

三十八 住宅宿泊事業者の監督に関する事

第五條第六項の表の健康安全・衛生課の項第六十五号を同項第六十七号とし、同項第六十四号の次に次の二号を加える。

六十五 住宅宿泊事業を営む旨の届出の受理等に関する事

六十六 住宅宿泊事業者の監督に関する事

第十三條の表の学生支援班の項中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号を第二十二号とし、第二十号を第二十一号とし、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 聴講生に関する事

令和八年三月三十一日

大分県報号外（訓令甲）

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。